令和８年度建設工事等に係る

資格制限・指名停止措置状況一覧

（破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く）

<table>
<tr><th>NO</th><th>業者名及び所在地</th><th>期　　間</th><th>理　　由</th></tr>
<tr><td>9</td><td>㈱中造園
（奈良県葛城市）</td><td>令和８年９月19日から
令和８年10月18日まで
（１か月）</td><td>当該事業者が、奈良県知事から建設業法第28条第１項の規定に基づく指示処分を受けたため。
（指名停止基準別表第２の６（３）ウ適用）</td></tr>
<tr><td>8</td><td>㈱カナデビアエンジニアリング
（大阪府大阪市）</td><td>令和８年９月９日から
令和８年10月８日まで
（１か月）</td><td>当該事業者が、国土交通省近畿地方整備局長から建設業法第28条第１項の規定に基づく指示処分を受けたため。
（指名停止基準別表第２の６（３）ウ適用）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>㈱ウエダ建設
（丹波市）</td><td>令和８年８月22日から
令和９年１月21日まで
（５か月）</td><td>当該事業者が、兵庫県丹波県民局長から建設業法第28条第３項の規定に基づく営業の停止処分を受けたため。
（指名停止基準別表第２の６（２）イ適用）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>北淡路産業㈱ほか１社</td><td>令和８年７月28日から
令和８年11月27日まで
（４か月）</td><td>当該事業者らが、兵庫県淡路県民局洲本土木事務所発注の洲本海岸安乎中川原地区護岸修繕工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に死亡者を生じさせたため。
（指名停止基準別表第１の７（１）適用）</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><th>業　者　名</th><th>所　在　地</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>北淡路産業㈱</td><td>淡路市</td><td rowspan="2">４か月</td></tr>
<tr><td>淡路土建㈱</td><td>洲本市</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>5</td><td>荒川清掃㈱
（丹波市）</td><td>令和８年７月10日から
令和９年１月９日まで
（６か月）</td><td>当該事業者の元役員が、刑法の規定により罰金の刑に処せられたため。
（指名停止基準別表第２の８（１）適用）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>スバル興業㈱ほか１社</td><td>令和８年５月13日から
令和８年７月12日まで
（２か月）</td><td>当該事業者らが、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条違反により排除措置命令及び課徴金納付命を受けたため。
なお、日本ハイウエイ・サービス㈱については排除措置命令のみ。
（指名停止基準第４条第２項及び別表第２の２（１）ウ適用）</td></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><th>業　者　名</th><th>所　在　地</th><th>期　間</th></tr>
<tr><td>スバル興業㈱</td><td>東京都千代田区</td><td rowspan="2">２か月</td></tr>
<tr><td>日本ハイウエイ・サービス㈱</td><td>東京都千代田区</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>3</td><td>（資格制限）
㈱増田医科器械
（京都府京都市）</td><td>令和８年４月21日から
令和８年10月20日まで
（６か月）</td><td>当該事業者が、兵庫県病院局発注の手術用内視鏡システム一式の入札に関し、正当な理由がなく、落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。
（入札参加資格制限基準（２）カ（ア）適用）</td></tr>
<tr><td>2</td><td>㈱ウォーターシステム
（姫路市）</td><td>令和８年４月17日から
令和８年10月16日まで
（６か月）</td><td>当該事業者の代表取締役が、刑法の規定により罰金の刑に処せられたため。
（指名停止基準別表第２の８（１）適用）</td></tr>
<tr><td>1</td><td>（資格制限）
塩崎電気設備管理事務所
（赤穂市）</td><td>令和８年４月17日から
令和８年10月16日まで
（６か月）</td><td>当該事業者が、兵庫県西播磨県民局総務企画室発注の赤穂健康福祉事務所庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札に関し、正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。
（入札参加資格制限基準（２）カ（ア）適用）</td></tr>
</table>